

答 申 第 7 1 号

平成14年11月29日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成11年8月9日付神港技計第101号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 漁協との打合せ記録
- (2) 補償金算定調書(案)
- (3) 算定資料(案)
- (4) 補償範囲検討図

についての非公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

実施機関が非公開とした情報のうち、別表1の審査会の判断欄に公開と示した情報を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

その他の部分について非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、改正前の神戸市公文書公開条例(以下「改正前条例」という。)に基づいて、「神戸空港島埋立に係る漁業補償の明細が分かる資料(前回請求以後)」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、

- a 漁協との打合せ記録
- b 補償金算定調書(案)
- c 算定資料(案)
- d 補償範囲検討図

を特定し、これらすべての文書(以下「本件公文書」という。)について、非公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

(1) 異議申立書における主張

本件決定は以下の理由から不当である。

神戸空港建設事業は当面の神戸市民の最大の関心事であり、事業者としての神戸市に最大限の説明責任が課せられているにもかかわらず、実施機関による「非公開決定通知書」の非公開理由は、単に改正前条例第7条第2号、7号を羅列したのみに過ぎず、なんら個別具体的に非公開理由を説明していない。

(2) 意見書における主張

ア 本件請求は、目下問題になっている神戸空港問題にまつわる漁業補償の明細を知ろうとしたものであるが、それは空港問題に係る様々な手続きの過程を、できる限り市民に透明にしておく必要があるとの基本的な考えから公開請求したものである。

確かに、一般に漁業補償が漁業関係者のプライバシーなど微妙な問題をはらんでいることは理解されるが、漁業補償が空港建設費(平成11年度着工費378億円)の中に含まれ、公金の支出による以上、聖域視してはならず、密室裡に手続きが進められることのないよう、可能な限りオープンにし、市民の監視のもとにおかれるべきものである。

(なお、漁業補償交渉は、平成11年8月30日に、補償金95億円、漁業振興対策費20億円で終了している)。

イ まず、特定された4文書について、すべてが全面非公開とされたことは、漁業補償交渉の過程から市民を完全にシャットアウトすることになり、秘密裏の交渉との疑惑を招きかねない。実施機関の担当者は、補償交渉終了後の一部公開の可能性を示唆していたが、終了後では、空港計画を疑問視する市民からすれば一切チェックの機会を失うことになり、情報公開制度の機能が働かなくなってしまう。

ウ 改正前条例第7条第2号について

実施機関からの非公開理由説明書によれば、当該文書を公開すれば、「漁協の正当な利益を害することになる」とされているが、当該文書の全ての部分が「漁協の正当な利益を害することになる」として、非公開とされるべきかどうか、個別具体的に検討がされていない。漁協そのものが一部利害者だけの閉鎖的な組織であってよいわけではなく、市民全体の共有財産である「公有水面」に対して責任を負う“公的性格”を帯びている以上、「漁協の正当な利益」についてももっと個別・限定的な解釈がなされるべきである。

エ 改正前条例第7条第7号について

実施機関からの非公開理由は「漁業補償交渉の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じ、又は生じるおそれがある」とされているが、これは単なる条例の引き写しであり、まったく個別具体的な支障が示されていない。漁業補償交渉を速やかに進めることのみが優先されているといわねばならない。そもそも「公正な執行」とは、市民に情報を秘匿したままで行われる事業執行ではあるまい。

オ 以上、実施機関による非公開処分は、改正前条例第7条第2号及び第7号に該当せず、「市政への市民の理解と参加」を掲げた市条例の目的・趣旨にも違反する不当かつ違法な判断である。

4 実施機関の主張

(1) 本件公文書について

ア 「漁協との打合せ記録」は、交渉の日時等をはじめ、漁業補償の交渉相手である摂津漁業協会（以下「漁協」という。）との交渉内容を記録した文書である。

イ 「補償金算定調書（案）」は、漁協の操業実態等を基に算定した補償金について、その積算根拠を記載した文書である。

ウ 「算定資料（案）」は、漁獲量、漁価、漁業経営費等、補償金を算定するための各漁業協同組合の事業活動に係る基礎的な資料を記載した文書である。

エ 「補償範囲検討図」は、漁協が操業する海域のうち、神戸空港島埋立工事により操業に影響を及ぼす範囲についての検討内容を記載した文書である。

(2) 改正前条例第7条第2号に該当すると判断した理由

ア 「漁協との打合せ記録」は、交渉の日時等をはじめ、漁業補償交渉における漁協からの要求内容が記載されている。これらは漁業補償交渉についての漁協の基本的な考え方に関する情報であり、この種の情報は、漁業補償に限らず、一般の補償交渉においても公開すべきではない情報である。したがって、これらを公開すれば、法人たる漁協の正当な利益を害することになる。

イ 「漁協との打合せ記録」、「補償金算定調書（案）」、「算定資料（案）」及び「補償範囲検討図」には、漁協の操業実態や漁獲金額、収益率、操業海域、埋立工事により操業に影響を及ぼす範囲の情報が記載されている。これらは、漁協の収入及び財産に関する情報であり、これらを公開すれば、漁協の正当な利益を害することになる。

ウ 以上から、改正前条例第7条第2号に該当すると判断した。

(3) 改正前条例第7条第7号に該当すると判断した理由

ア 「漁協との打合せ記録」には、交渉の日時等をはじめ、補償金の算定に関する情報、交渉の相手方である漁協からの要求内容に対する市の対応方針等が記録されている。これらを公開すれば、当該又は将来の漁業補償交渉の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じ、又は生じるおそれがある。

イ 「補償金算定調書（案）」、「算定資料（案）」及び「補償範囲検討図」には、補償金を算定するための根拠資料及び積算に関する情報が記載されている。これらの情報は、漁業補償交渉に関する情報であって、公にすることにより、当該又は将来の漁業補償交渉の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じ、又は生じるおそれがある。

ウ 以上から、改正前条例第7条第7号に該当すると判断した。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、「神戸空港島埋立に係る漁業補償の明細が分る資料(前回請求以後)」の公開請求に対して実施機関が特定した文書であり、実施機関は本件公文書を非公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。

実施機関が本件決定を行うにあたり非公開とした理由は、改正前条例第7条第2号及び第7号に該当するというものである。

イ 本件公文書は、神戸市が神戸沖において神戸空港島を建設することに伴い、神戸市漁業協同組合、兵庫漁業協同組合、東明石浦漁業協同組合、明石浦漁業協同組合、淡路町漁業協同組合(以下、上記5つの漁業協同組合をまとめて「各漁業協同組合」という。)に対して漁業上の損失補償の金額を算定するために作成されたものである。

ウ 本件公文書は、以下の文書で構成されている。

- a 漁業協同組合との打合せ記録
- b 補償金算定調書(案)
- c 算定資料(案)
- d 補償範囲検討図

エ 本件決定に対し、申立人は、改正前条例第7条第2号及び第7号に該当しないとして、その取消しを求めている。

オ したがって、本件の争点は、本件決定により非公開とされた本件公文書についての改正前条例第7条第2号及び第7号の該当性であり、以下、その該当性を検討する。

(2) 漁業協同組合との打合せ記録について(第2号、第7号の該当性)

ア 実施機関によれば、神戸空港島の埋立に伴う漁業補償の交渉は、各漁業協同組合から委任を受けた摂津漁業協会との間で行われている。なお、当該摂津漁業協会は上記各漁業協同組合で構成されている。

摂津漁業協会との交渉は、計17回行われた(平成11年4月20日~平成11年8月27日)。本件請求のあった平成11年6月22日時点で存在した打合せ記録(以下「本件交渉記録」という。)は、第1回~第11回の交渉記録である。

イ 本件交渉記録は、各回の交渉につき、概ねA4版で5頁程度にまとめられ、神戸空港島完成後の空港島周辺の漁獲高の減少の程度やそれに伴う補償金額についての主張をはじめ、漁業補償に関する当事者双方の様々な主張が忠実にかつ詳細に記録されている。また、実施機関によれば、そもそも当該交渉記録は公開されることを予定して記録されたものではなく、交渉の相手方である摂津漁業協会の確認も経ていないことが認められる。

このような性格を有する本件交渉記録を公開すれば、摂津漁業協会ひいては摂津漁業協会に委任した各漁業協同組合との信頼関係を損ない、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障が生じると認められる。

ウ したがって、本件交渉記録を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開としたことは妥

当である。

(3) 補償金算定調書(案)について(第2号、第7号の該当性)

ア 実施機関によれば、本件算定調書(案)は、神戸空港島の埋立てに伴う漁業上の損失補償の金額を算定するために作成されたものである。

本件算定調書(案)は、次の項目及び各項目ごとに記載された内容で構成されている。

漁業補償の理由

漁業補償の考え方

漁業概況

補償対象の漁業権利者及び漁業種類等

補償方式

補償額総括表

補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額

補償額計算表

以下、各項目ごとに改正前条例第7条第2号、第7号の該当性について検討する。

イ 「漁業補償の理由」について

この項目には、神戸空港の建設の必要性及び工事施工海域における漁業補償の必要性が記載されている。

これらの情報は、いずれも神戸空港計画に係る財政計画について(平成10年10月)及び公有水面埋立免許願書の縦覧等により公開されている情報であり、これを改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

ウ 「漁業補償の考え方」について

この項目には、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年6月29日閣議決定)に記載されている以下の補償類型があげられ、その補償対象海域(各補償類型ごとに示された漁業補償が必要とされる海域の範囲)、補償面積(上記補償対象海域について算定された面積)等が記載されている。

- a 消滅補償(構造物を設けることにより将来にわたり操業ができなくなる海域の補償)
- b 制限補償(埋立工事期間中、航泊が禁止され操業ができなくなる海域の補償)
- c 影響補償(埋立工事による水質汚濁のため、漁獲量に相当の減少が予想される海域の補償)
- d 価値減少補償(構造物が永久的に設置されることにより潮流や底質が変化し、将来にわたり、魚介類の生息が減少することが確実に予想される海域の補償)

上記補償類型ごと、漁業協同組合ごと、漁業種類ごとの補償対象海域、面積等の情報は、いずれも埋立工事等との関係で一定の範囲の海域が自ずと推測されるから、これを非公開とする特段の事情は認められない。なお、この項目には被害率の値が記載されているが、これについては、ケ「補償額計算表」において被害率を検討するので、その際に併せて検討する。

したがって、被害率の値を除き、「漁業補償の考え方」の項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきであ

る。

エ 「 漁業概況 」 について

この項目には、補償対象海域の位置、漁業の操業状況が記載されている。

実施機関は、これらを公開すれば、各漁業協同組合の操業実態が明らかとなり、当該各漁業協同組合の正当な利益を害すると主張する。

しかし、これらの情報は、補償対象海域の操業実態についての詳細な記述ではなく、概況を述べた情報であるから、これを非公開とする理由は認められない。

したがって、「 漁業概況 」の項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

オ 「 補償対象の漁業権利者及び漁業種類等 」 について

この項目には、各漁業協同組合の名称、所在地、組合長の氏名、組合員数、漁業の区分、漁業種類、魚介の種類、許可統数等が記載されている。

実施機関は、これらの情報は、各漁業協同組合の内部管理情報であり、また、操業実態を示した情報であるから、これらの情報を公開すれば、当該各漁業協同組合の正当な利益を害すると主張する。

しかし、各漁業協同組合の名称、所在地、組合長の氏名、組合員数（正組合員、準組合員、計）については、神戸市、明石市、淡路町においてそれぞれ発行されている水産業の年報に記載され、公開されていることが認められ（神戸市の場合、産業振興局が刊行する「神戸市内農漁業の現況」に記載）各漁業協同組合の内部管理情報であるとは言えない。

次に、漁業の区分（共同漁業権、許可漁業、自由漁業）、漁業種類（たこつぼ、小型機船底曳網漁業、機船船曳網漁業、その他延縄漁業、その他釣り漁業、その他敷網漁業、その他刺網漁業）、魚介の種類（たこ、なまこ、あなご、かれい等）、許可統数（船団の数）等について検討する。

共同漁業権または許可漁業の場合、上記漁業の区分、漁業種類、魚介の種類、許可統数等は、当該共同漁業権の免許または漁業の許可の際に漁業法第11条、第58条の規定により公示されていることが認められる。

また、自由漁業の場合、上記漁業の区分、漁業種類、魚介の種類、許可統数等は、自由漁業が漁業法の制限を受けずに誰でも自由に操業できる性格の漁業であることから、これを非公開としなければならない特段の事情は認められない。

したがって、「 補償対象の漁業権利者及び漁業種類等 」の項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

カ 「 補償方式 」 について

この項目には、漁業補償の金額の算定式が（3）ウの補償類型（消滅補償、制限補償、影響補償、価値減少補償）ごとに記載されている。

実施機関は、これらを公開すれば、神戸市の漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障を

生じると主張する。

しかし、上記補償類型ごとの算定式は、既に公になっている公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）及びこれに基づいた同運用方針（国土交通省）に基づくものである。

したがって、これらの算定式を非公開とする理由は認められず、「補償方式」の項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

キ 「補償額総括表」について

（ア）この項目には、神戸空港島の埋立てに伴う漁業上の損失補償の金額が各漁業協同組合ごと、補償類型（消滅補償、制限補償、影響補償、価値減少補償）ごとに記載されている。

実施機関は、これらを公開すれば、神戸市の漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障を生じると主張する。

一般に、補償交渉は、当事者双方が、金額その他の条件についての基本方針をそれぞれ決めた上で自由な意思で自己に有利な主張を行う中で、互いに譲歩できる部分は譲歩し、最終的に合意できる内容を決定するまでの一連の継続的行為であると考えられる。

上記補償額総括表に記載された算定額は、実施機関が細目にわたり内部的に積算し、算定したものであり、これを公開すれば、今後、神戸市が各漁業協同組合と円滑な補償交渉を行うことができなくなり、そのため神戸市の行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障が生じると認められる。

なお、この項目には既に摂津漁業協会に支払われた金額が記載されているが、これについては、既に議会に報告されている（平成11年8月30日）ことから、非公開とする理由は認められない。

（イ）したがって、「補償額総括表」の項目に記載されている摂津漁業協会への支払額を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきであるが、各漁業協同組合ごと、補償類型ごとの漁業上の損失補償の金額を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

ク 「補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額」について

（ア）この項目には、上記キの「補償額総括表」に記載された損失補償の金額の財源が事業別に表に整理されており、補助事業（岸壁、物揚場、波除堤）、起債事業（臨海土地造成事業、港湾整備事業）の事業数量及び各事業別の補償金の負担額（以下「事業費」という。）が記載されている。

実施機関は、これらを公開すれば、神戸市の漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障を生じると主張する。

事業費は、上記キの「補償額総括表」に記載された算定額についての補助事業、起債事業別の金額である。上記キで検討したように、当該算定額は、これを公開すれば、神戸市の行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障が生じると認められる情報であるから、その内

訳である当該事業費についても同様に考えられ、当該事業費を非公開とした決定は妥当である。

しかし、事業数量に関していえば、上記イで検討したように、公有水面埋立免許願書の縦覧等により既に公開されている情報であり、これを非公開とする理由は認められない。

なお、この項目には、既に摂津漁業協会に支払われた金額が記載されているが、これについては、既に上記キで検討したように、非公開とする理由は認められない。

(イ)したがって、事業費を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、事業数量及び既に各漁業協同組合に支払われた金額の合計額を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

ケ 「 補償額計算表」について

(ア)この項目には、神戸空港島の埋立てに伴う漁業上の損失補償の金額に関する情報が記載されている。

記載内容としては、上記キの「 補償額総括表」に記載された金額が各漁業協同組合ごと、漁業種類ごと、補償の種類ごと、工事施行区域ごとに、表に整理されている。

各表の列の項目(表中上欄の項目)は、「漁協」「漁業種類」「計算期間」「平年漁獲金額」「純収益率」「純収益」「年利率」「依存度×被害率」「制限期間率」「前価率」「補償額」である。

なお、実施機関によれば、制限期間率、前価率は、将来に対する被害(漁獲量の減少)に対する補償を現時点で行う際に、将来発生する被害を現在価格に換算する割合である。

実施機関は、これらを公開すれば、神戸市の漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障を生じると主張する。

(イ)「平年漁獲金額」「純収益率」「純収益」に記載された情報は、各漁業協同組合の漁業種類ごとの事業収入に関する情報である。これらの情報は、各機関の発行する水産統計上の刊行物によっても公開されておらず、また、法人等の事業活動における事業効率等の優劣を端的に示す情報であることも考慮すれば、通常、法人等の事業活動上の情報として保護に値するものと考えられる。

(ウ)「依存度×被害率」に記載された情報は、補償の対象となっている海域における漁獲高の減少の程度を予測する数値であり、「依存度」(補償対象海域の面積が各漁業協同組合の操業する海域全体の面積に占める割合)に「被害率」(埋立工事等の影響により補償対象海域において生じる各漁業協同組合の漁獲高の減少の程度)を乗じて得られるものである。

「依存度」「被害率」は、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査及び水産精通者の意見に基づき、実施機関により査定された平均的な数値である。そのため、個別の事業者の実際の操業において生じる漁獲高の減少の程度と異なる場合も十分想定されるため、個別の補償対象者から自己の依存度、被害率の数値と平均的な依存度、被害率の数値との乖離をめぐって多様な意見が出るおそれは否定できない。

したがって、このような情報を公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著

しい支障が生じると認められる。また、「依存度×被害率」についても同様と考えられる。

なお、上記(3)ウで、ケ「補償額計算表」において、別途検討するとした「漁業補償の考え方」の項目に記載されている被害率の値についても上記と同様である。

(エ)「補償額」に記載された情報は、実施機関が各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに内部的に積算し、算定した漁業補償金額である。これらの情報は、上記キで検討したように、これを公開すれば、今後、神戸市が各漁業協同組合と円滑な補償交渉を行うことができなくなり、そのため神戸市の行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障が生じると認められる。

(オ)「漁協」「漁業種類」「計算期間」「年利率」「制限期間率」「前価率」に記載された情報は、上記イ及びカで検討したように既に公有水面埋立免許願書の縦覧、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱、同運用方針により公開されている情報であり、公開すべきである。

(カ)したがって、「平年漁獲金額」「純収益率」「純収益」に記載された情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定並びに「依存度×被害率」「補償額」に記載された情報及び上記ウの「漁業補償の考え方」の項目に記載されている被害率の値を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、「漁協」「漁業種類」「計算期間」「年利率」「制限期間率」「前価率」に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(4) 算定資料(案)について(第2号、第7号の該当性)

ア 実施機関によれば、本件算定資料(案)は、上記(3)の補償金算定調書(案)と同様、神戸空港島の埋立てに伴う漁業上の損失補償の金額を算定するために作成されたものであり、算定調書(案)の算定根拠資料として位置づけられるものである。

本件算定資料(案)は、次の項目及び項目ごとに記載された内容で構成されている。

算定資料の概要

平年漁獲金額、出漁日数、着業統数表

漁業協同組合別、漁業種類別、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数表

漁業経営費計算表

漁業経営費内訳表

漁業収益率計算表

工程表

総合依存度計算表

価値減少の効果による海域ごとの調整係数

被害率、制限期間率及び前価率表

構造物の標準断面図

制限補償範囲図

以下、各項目ごとに第2号、第7号の該当性について検討する。

イ 「算定資料の概要」について

この項目には、以下の数値の査定方法が記載されている。

- a 平年漁獲数量
- b 平年出漁日数及び平年着業統数
- c 魚価
- d 漁業経営費
- e 漁場面積、漁場比
- f 被害率、価値減少率

これらの査定方法は、それぞれ a ~ f の数値の求め方を示した客観的な情報であり、これらを非公開とする理由は認められない。なお、e、f には水産精通者の名称が記載されているが、水産精通者からの回答は、水産業の現状等に専門的な知識や経験等を有する機関としての実態に即した回答であること、本件漁業補償は既に妥結していることから、これを公開しても実施機関が主張するような回答の精度が損なわれ、漁業補償の金額の算定に支障を生じるおそれはないと考えられる。

したがって、「算定資料の概要」の項目に記載された情報を改正前条例第 7 条第 2 号、第 7 号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

ウ 「平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数表」について

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとの平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数（操業している船団の数）、1 統当たりの平年出漁日数（1 船団あたりの平年出漁日数）が記載され、表にまとめられている。

これらの情報は、各漁業協同組合の漁業種類ごとの事業収入ないし操業実態に関する情報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

また、この項目には魚価表が添付され、各種の魚の単価等が記載され、表にまとめられている。

これらの魚の単価は、神戸市中央卸売市場で取引された平成 10 年度の 1 kg 当たりの魚価から消費税相当額及び市場手数料を控除したものであり、既に公開されていることから非公開とする理由は認められない（平成 10 年神戸中央卸売市場年報）。

したがって、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数、1 統当たりの平年出漁日数を改正前条例第 7 条第 2 号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、魚の単価を改正前条例第 7 条第 2 号、第 7 号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

エ 「漁業協同組合別、漁業種類別、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数表」について

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類、魚種ごとの平年漁獲量、魚の単価、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数が記載され、表にまとめられている。

これらの情報は、各漁業協同組合の漁業種類ごとの事業収入ないし操業実態に関する情報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

したがって、「漁業協同組合別、漁業種類別、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数表」の項目に記載されている情報を改正前条例第 7 条第 2 号に該当するとして非公開とした決

定は妥当であるが、魚の単価を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

オ 「 漁業経営費計算表」について

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとの年間1統当たりの経営費及び年間総経営費（1統当たりの経営費に操業している統数を乗じて得られる経営費）に関する情報が記載され、表にまとめられている。

その内容は、漁業経営費の項目として、各漁業協同組合ごとに、漁船償却費、漁船補修費、漁具償却費、漁具補修費、燃料代、餌代、雇用労働費、自家労働費、諸経費、計、平年着業統数、金額があり、各項目ごとの総額が記載されている。

これらは、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査に基づき、実施機関により査定されたものである。これらの情報は、各漁業協同組合の経営実態を端的に示す情報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

したがって、「 漁業経営費計算表」の項目に記載されている情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

カ 「 漁業経営費内訳表」について

この項目には、上記オの漁業経営費の各項目について、各漁業協同組合ごとに、漁船舶体・機関の新造価格、残存率、耐用年数、償却費、補修費、漁具の新調価格、耐用年数、償却費、補修費、出漁日数、燃料の年間使用量、賃金、雇用労働費・自家労働費の時間給、租税公課等が、記載され、表にまとめられている。

これらは、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査に基づき、実施機関により査定されたものである。これらの情報は、各漁業協同組合の経営実態を端的に示す情報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

ただし、漁船舶体・機関の新造価格、残存率、耐用年数については、水産業用固定資産評価標準（平成10年、農林水産省刊行）に基づいていること、雇用労働費・自家労働費の時間給については、公共事業労働費調査結果（平成10年、農林水産省・運輸省・建設省調査）の単価を採用していることが認められる。

したがって、漁船舶体・機関の新造価格、残存率、耐用年数、雇用労働費・自家労働費の時間給を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきであるが、これらの情報を除き「 漁業経営費内訳表」の項目に記載されている漁業経営費の算定根拠に関する情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

キ 「 漁業収益率計算表」について

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに、平年漁獲金額、年間総経営費、純収益率（平年漁獲金額 - 年間総経営費 / 平年漁獲金額）が記載されている。

これらは、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査に基づき、実施機関により査定されたものである。これらの情報は、各漁業協同組合の経営実態を端的に示す情

報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

したがって、「漁業収益率計算表」の項目に記載されている情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

ク 「工程表」について

この項目には、補助事業（岸壁、物揚場、波除堤）起債事業（臨海土地造成事業、港湾整備事業）ごとに事業数量及び平成11年度から平成18年度までの工事スケジュールが記載されている。

これらの情報は、公有水面埋立免許願書の縦覧等により、既に公開されている情報であり、非公開とする理由は認められない。

したがって、「工程表」の項目に記載されている情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

ケ 「総合依存度計算表」について

(ア) この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごと、補償類型ごとに、「依存度×被害率」及びこれの算定根拠数値が表に記載されている。

各表の列は、「補償の種類」「漁場比」「計算期間」「過去の補償による効果」「調整係数」「価値減少の効果による海域ごとの漁場面積」「補償対象面積」「被害率」「依存度×被害率」である。

(イ) 上記各表の列に記載された情報のうち、「漁場比」「過去の補償による効果」「被害率」「依存度×被害率」に記載された情報（「過去の補償による効果」については被害率の数値部分のみ）は、(3)ケ(ウ)で検討したように、これを公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる。

(ウ) 上記(イ)以外の情報については、(3)ウで検討したように埋立工事等との関係で一定の範囲の海域が自ずと推測されるから、これを非公開とする理由は認められない。

なお、「調整係数」については、以下のコ「価値減少の効果による海域ごとの調整係数」において調整係数を検討するため、その際に併せて検討する。

(エ) したがって、「漁場比」「過去の補償による効果」「被害率」「依存度×被害率」に記載された情報（「過去の補償による効果」については被害率の数値部分のみ）を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、「補償の種類」「計算期間」「過去の補償による効果」（被害率の数値部分を除く）「価値減少の効果による海域ごとの漁場面積」「補償対象面積」を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

コ 「価値減少の効果による海域ごとの調整係数」について

(ア) この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに、価値減少の数値、価値減少の海域の面積、その他の海域の面積、残存価値（100%から価値減少の数値を控除した割合）海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値、海域ごとの調整係数が記載されている。

(イ) 価値減少の補償は、構造物が永久的に設置されることにより潮流や底質が変化し、将来に

わたり魚介類の生息が減少することが確実に予想される海域の補償であり、価値減少の数値は、その被害率（漁獲高の減少の程度）である。この数値を公開すれば、（３）ケ（ウ）で検討したように、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる。（ウ）価値減少海域の面積、その他の海域の面積は、（３）ウで検討したように、これを非公開とする理由は認められない。

海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値、海域ごとの調整係数は、これらと上記の公開が妥当と判断した海域の面積を用いて計算すれば、価値減少の数値を算出し得るため、これらを公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる。

なお、ケ（ウ）において、コ「価値減少の効果による海域ごとの調整係数」において別途検討することとした「総合依存度計算表」の項目に記載されている調整係数についても同様である。

各漁業協同組合の名称、漁業種類については、（３）オで検討したように、これを非公開とする理由は認められない。

（エ）したがって、価値減少の数値、残存価値、海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値、海域ごとの調整係数を改正前条例第７条第７号に該当するとして非公開としたことは妥当であるが、価値減少海域の面積、その他の海域の面積、各漁業協同組合の名称、漁業種類を改正前条例第７条第２号、第７号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

サ 「被害率、制限期間率及び前価率表」について

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに、被害率、制限年数、制限期間率、前価率が記載されている。

被害率は、（３）ケ（ウ）で検討したように、これを公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる。

制限年数、制限期間率、前価率は、施工期間により決定される数値であり、市販されている港湾関係補償実務便覧（社団法人日本港湾協会編）には年数に対応した数値が掲載されている。神戸空港島の工事スケジュールが公有水面埋立免許願書の縦覧等により公にされている以上、これらの数値を非公開とする理由は認められない。

したがって、被害率を改正前条例第７条第７号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、制限年数、制限期間率、前価率を改正前条例第７条第２号、第７号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

シ 「構造物の標準断面図」、「制限補償範囲図」について

これらの項目には、神戸空港島の配置平面図、護岸及び岸壁等の標準断面図、埋立工事期間中の漁船その他船舶の航泊禁止区域が記載されている。

これらの情報は、公有水面埋立免許願書の縦覧等により、いずれも公開されている情報であり、非公開とする理由は認められない。

したがって、これらの項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(5) 補償範囲検討図について(第2号、第7号の該当性)

ア この補償範囲検討図には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに、補償対象海域(消滅補償、制限補償、影響補償、価値減少補償を行う海域)が記載されている。上記補償対象海域は、(3)ウで検討したように、いずれも埋立工事等との関係で一定の範囲の海域が自ずと推測されるから、これを非公開とする理由は認められない。

イ 補償範囲検討図には、各漁業協同組合の漁業種類ごとの漁場も合わせて記載されている。これらは、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査及び水産精通者の意見に基づき、実施機関により査定されたものである。

漁場は、各漁業協同組合が現実に操業している海域を端的に示す情報であり、これらを公開すれば、各漁業協同組合が漁業種類ごとにどの海域を主要な海域としているかが明らかとなる。このような情報は、通常、法人等の事業活動上の情報として保護に値するものと考えられる。

ウ したがって、補償範囲検討図に記載された漁場を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、補償対象海域を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

なお、補償範囲検討図に記載された漁場を非公開とするには、漁場全体を紙で覆うなどの処置が必要であるが、そうすれば漁場の一部である補償対象海域も覆われてしまうため、補償対象海域と漁場を分離することは困難であると考えられる。したがって、補償範囲検討図の公開の方法としては、別途、補償対象海域のみを記載した図面により情報提供されたい。

(6) 結論

ア 本件請求の対象となる情報は、153件あり、実施機関は、そのすべてを非公開としている。

イ これに対して、当審査会は、上記の非公開の153件については、81件を公開に変更すべきであり、72件を妥当であると判断した。

ウ 当審査会が、本件について公開すべきであると判断した情報は、別表1の審査会の判断の欄に掲げるとおりである。

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
a 1 漁協との打合わせ記録	非公開	妥当
b 補償金算定調書(案)	-	-
2 漁業補償の理由	非公開	公開
漁業補償の考え方	-	-
3 被害率の値	非公開	妥当
4 被害率の値を除く部分	非公開	公開
5 漁業概況	非公開	公開
補償対象の漁業権利者及び漁業種類等	-	-
6 補償対象の漁業権利者	非公開	公開
7 補償対象の漁業種類	非公開	公開
8 補償方式	非公開	公開
補償額総括表	-	-
9 各漁業協同組合ごと、補償類型ごとの補償金額	非公開	妥当
10 補償金支払額の合計額	非公開	公開
補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額	-	-
11 補償額の事業別負担の考え方	非公開	公開
事業別負担額総括表	-	-
12 各事業別の補償金の負担額	非公開	妥当
13 事業数量	非公開	公開
14 各漁業協同組合に支払われた金額の合計額	非公開	公開
事業別負担額内訳表	-	-
15 各事業別の補償金の負担額	非公開	妥当
16 事業数量	非公開	公開
17 各漁業協同組合に支払われた金額の合計額	非公開	公開
補償額計算表(消滅補償額計算表)	-	-
18 漁協	非公開	公開
19 漁業種類	非公開	公開
20 計算期間	非公開	公開
21 平年漁獲金額	非公開	妥当
22 純収益率	非公開	妥当
23 純収益	非公開	妥当
24 年利率	非公開	公開
25 依存度×被害率	非公開	妥当
26 制限期間率	非公開	公開
27 前価率	非公開	公開
28 補償額	非公開	妥当
補償額計算表(制限補償額計算表)	-	-
29 漁協	非公開	公開
30 漁業種類	非公開	公開
31 計算期間	非公開	公開
32 平年漁獲金額	非公開	妥当
33 純収益率	非公開	妥当
34 純収益	非公開	妥当
35 年利率	非公開	公開
36 依存度×被害率	非公開	妥当
37 制限期間率	非公開	公開
38 前価率	非公開	公開
39 補償額	非公開	妥当

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
補償額計算表(影響補償額計算表)	-	-
40 漁協	非公開	公開
41 漁業種類	非公開	公開
42 計算期間	非公開	公開
43 平年漁獲金額	非公開	妥当
44 純収益率	非公開	妥当
45 純収益	非公開	妥当
46 年利率	非公開	公開
47 依存度×被害率	非公開	妥当
48 制限期間率	非公開	公開
49 前価率	非公開	公開
50 補償額	非公開	妥当
補償額計算表(価値減少補償額計算表)	-	-
51 漁協	非公開	公開
52 漁業種類	非公開	公開
53 計算期間	非公開	公開
54 平年漁獲金額	非公開	妥当
55 純収益率	非公開	妥当
56 純収益	非公開	妥当
57 年利率	非公開	公開
58 依存度×被害率	非公開	妥当
59 制限期間率	非公開	公開
60 前価率	非公開	公開
61 補償額	非公開	妥当
c 算定資料(案)	-	-
62 算定資料の概要	非公開	公開
平年漁獲金額、出漁日数、着業統数表	-	-
平年漁獲金額、出漁日数、着業統数表	-	-
63 漁協名	非公開	公開
64 漁業種類	非公開	公開
65 平年漁獲金額	非公開	妥当
66 平年出漁日数	非公開	妥当
67 平年着業統数	非公開	妥当
68 1統あたりの平年出漁日数	非公開	妥当
69 魚価表	非公開	公開
漁業組合別、漁業種類別、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数表	-	-
70 平年漁獲量	非公開	妥当
71 魚価	非公開	公開
72 平年漁獲金額	非公開	妥当
73 平年出漁日数	非公開	妥当
74 平年着業統数	非公開	妥当
漁業経営費計算表	-	-
75 漁船償却費	非公開	妥当
76 漁船補修費	非公開	妥当
77 漁具償却費	非公開	妥当
78 漁具補修費	非公開	妥当
79 施設償却費	非公開	妥当
80 施設補修費	非公開	妥当
81 燃料代	非公開	妥当

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
82 えさ代	非公開	妥当
83 雇用労働費	非公開	妥当
84 自家労働費	非公開	妥当
85 諸経費	非公開	妥当
86 平年着業統数	非公開	妥当
漁業経営費内訳表	-	-
漁船償却費	-	-
87 新造価格	非公開	公開
88 残存率	非公開	公開
89 耐用年数	非公開	公開
90 新造価格、残存率、耐用年数を除く部分	非公開	妥当
漁船補修費	-	-
91 新造価格	非公開	公開
92 新造価格を除く部分	非公開	妥当
93 漁具償却費	非公開	妥当
94 漁具補修費	非公開	妥当
95 燃料費	非公開	妥当
96 えさ代	非公開	妥当
労働費	-	-
97 雇用労働費、自家労働費の時間給	非公開	公開
98 雇用労働費、自家労働費の時間給を除く部分	非公開	妥当
99 諸経費	非公開	妥当
100 漁業収益率計算表	非公開	妥当
101 工程表	非公開	公開
総合依存度計算表	-	-
102 補償の種類	非公開	公開
103 漁場比	非公開	妥当
104 計算期間	非公開	公開
105 過去の補償による効果(被害率の数値部分)	非公開	妥当
106 過去の補償による効果(被害率の数値を除く部分)	非公開	公開
107 調整係数	非公開	妥当
108 価値減少の効果による海域ごとの漁場面積	非公開	公開
109 補償対象面積	非公開	公開
110 被害率	非公開	妥当
111 依存度×被害率	非公開	妥当
価値減少の効果による海域ごとの調整係数(平成17年度まで)	-	-
112 各漁業協同組合の名称	非公開	公開
113 漁業種類	非公開	公開
114 価値減少の数値	非公開	妥当
115 価値減少の海域の面積	非公開	公開
116 その他の海域の面積	非公開	公開
117 残存価値	非公開	妥当
118 海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値	非公開	妥当
119 海域ごとの調整係数	非公開	妥当
価値減少の効果による海域ごとの調整係数(平成18年度以降)	-	-
120 各漁業協同組合の名称	非公開	公開
121 漁業種類	非公開	公開
122 価値減少の数値	非公開	妥当
123 価値減少の海域の面積	非公開	公開

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
	124 その他の海域の面積	非公開	公開
	125 残存価値	非公開	妥当
	126 海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値	非公開	妥当
	127 海域ごとの調整係数	非公開	妥当
	被害率、制限期間率及び前価率表(消滅補償)	-	-
	128 漁協	非公開	公開
	129 漁業種類	非公開	公開
	130 被害率	非公開	妥当
	131 制限期間率	非公開	公開
	132 前価率	非公開	公開
	被害率、制限期間率及び前価率表(制限補償)	-	-
	133 漁協	非公開	公開
	134 漁業種類	非公開	公開
	135 被害率	非公開	妥当
	136 制限年数	非公開	公開
	137 制限期間率	非公開	公開
	138 前価率	非公開	公開
	被害率、制限期間率及び前価率表(影響補償)	-	-
	139 漁協	非公開	公開
	140 漁業種類	非公開	公開
	141 被害率	非公開	妥当
	142 制限年数	非公開	公開
	143 制限期間率	非公開	公開
	144 前価率	非公開	公開
	被害率、制限期間率及び前価率表(価値減少補償)	-	-
	145 漁協	非公開	公開
	146 漁業種類	非公開	公開
	147 被害率	非公開	妥当
	148 制限期間率	非公開	公開
	149 前価率	非公開	公開
	150 構造物の標準断面図	非公開	公開
	151 制限補償範囲図	非公開	公開
d	補償範囲検討図	-	-
	152 漁場	非公開	妥当
	153 補償対象海域	非公開	公開

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成11年8月9日	-	* 諮問書を受理
平成11年8月20日	第113回審査会	* 審議
平成11年9月16日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成11年9月21日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成11年10月8日	第116回審査会	* 審議
平成12年2月10日	第120回審査会	* 審議
平成12年9月11日	第126回審査会	* 審議
平成13年3月29日	第133回審査会	* 審議
平成13年5月15日	第135回審査会	* 審議
平成13年7月23日	第137回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成13年11月5日	第138回審査会	* 審議
平成13年12月17日	第139回審査会	* 審議
平成14年1月11日	第140回審査会	* 審議
平成14年1月23日	第141回審査会	* 審議
平成14年2月22日	第142回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成14年3月25日	第143回審査会	* 審議
平成14年4月16日	第144回審査会	* 審議
平成14年5月13日	第145回審査会	* 審議
平成14年6月5日	第146回審査会	* 審議
平成14年7月5日	第147回審査会	* 審議
平成14年7月29日	第148回審査会	* 審議
平成14年9月13日	第149回審査会	* 審議
平成14年9月25日	第150回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議